

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項目名		生命保険料控除制度の拡充	
税目		所得税	
要望の内容	所得税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲60,400百万円 （—百万円） （—百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。		
	(2) 施策の必要性 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、自身や家族のために病気や死亡等のリスクに備えることの重要性が再認識された。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなるため、制度の拡充が必要である。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約 4,066 万人</p> <p>※ 令和 2 年民間給与所得者数^(注) 4,854 万人 うち生命保険料控除適用者数 3,394 万人 (69.9%) → 制度拡充後 (見込) 3,525 万人 (72.6%) (注) 年末調整対象者のみ</p> <p>令和 2 年申告所得者数 657 万人 うち生命保険料控除適用者数 521 万人 (79.2%) → 制度拡充後 (見込) 541 万人 (82.2%) (出典：国税庁「令和 2 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 2 年分申告所得税標本調査」)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込みであり、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、遺族の生活資金の備えとして (国民が) 必要と考える死亡保険金額に比べて 6 割程度に留まっている^(※)。</p> <p>このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p>

			<p>(※) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">男性</th> <th colspan="4">女性</th> </tr> <tr> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>3,108 万円</td> <td>1,866 万円</td> <td>1,444 万円</td> <td>801 万円</td> </tr> <tr> <td>20 歳代</td> <td>2,751 万円</td> <td>1,330 万円</td> <td>1,494 万円</td> <td>735 万円</td> </tr> <tr> <td>30 歳代</td> <td>4,010 万円</td> <td>2,331 万円</td> <td>2,013 万円</td> <td>1,013 万円</td> </tr> <tr> <td>40 歳代</td> <td>3,527 万円</td> <td>2,205 万円</td> <td>1,618 万円</td> <td>818 万円</td> </tr> <tr> <td>50 歳代</td> <td>3,248 万円</td> <td>1,992 万円</td> <td>1,264 万円</td> <td>824 万円</td> </tr> <tr> <td>60 歳代</td> <td>1,988 万円</td> <td>1,192 万円</td> <td>1,064 万円</td> <td>655 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」)</p>									男性				女性				必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	全体	3,108 万円	1,866 万円	1,444 万円	801 万円	20 歳代	2,751 万円	1,330 万円	1,494 万円	735 万円	30 歳代	4,010 万円	2,331 万円	2,013 万円	1,013 万円	40 歳代	3,527 万円	2,205 万円	1,618 万円	818 万円	50 歳代	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円	60 歳代	1,988 万円	1,192 万円	1,064 万円	655 万円								
				男性				女性																																																					
				必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)																																																						
全体	3,108 万円	1,866 万円	1,444 万円	801 万円																																																									
20 歳代	2,751 万円	1,330 万円	1,494 万円	735 万円																																																									
30 歳代	4,010 万円	2,331 万円	2,013 万円	1,013 万円																																																									
40 歳代	3,527 万円	2,205 万円	1,618 万円	818 万円																																																									
50 歳代	3,248 万円	1,992 万円	1,264 万円	824 万円																																																									
60 歳代	1,988 万円	1,192 万円	1,064 万円	655 万円																																																									
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※ (%))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 30 年</th> <th>令和 元年</th> <th>令和 2 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>76.1</td> <td>75.8</td> <td>75.0</td> <td>74.3</td> <td>74.0</td> <td>74.2</td> <td>73.5</td> <td>73.5</td> <td>69.7</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>20.1</td> <td>30.0</td> <td>36.9</td> <td>41.8</td> <td>47.5</td> <td>51.3</td> <td>50.0</td> <td>53.0</td> <td>52.2</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>15.6</td> <td>16.5</td> <td>16.4</td> <td>16.7</td> <td>17.1</td> <td>17.9</td> <td>17.8</td> <td>17.6</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>76.9</td> <td>77.1</td> <td>76.8</td> <td>76.6</td> <td>76.5</td> <td>77.2</td> <td>76.7</td> <td>77.2</td> <td>73.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p>											平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	一般生命	76.1	75.8	75.0	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	介護医療	20.1	30.0	36.9	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	個人年金	15.6	16.5	16.4	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	全体	76.9	77.1	76.8	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5
			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年																																																		
		一般生命	76.1	75.8	75.0	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7																																																		
介護医療	20.1	30.0	36.9	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2																																																				
個人年金	15.6	16.5	16.4	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0																																																				
全体	76.9	77.1	76.8	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5																																																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>(一人当たりの保険料控除額※ (万円))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 30 年</th> <th>令和 元年</th> <th>令和 2 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>1.8</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>5.9</td> <td>6.2</td> <td>6.4</td> <td>6.5</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定</p>											平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	一般生命	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	介護医療	1.8	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	個人年金	4.6	4.6	4.5	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	全体	5.9	6.2	6.4	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年																																																				
一般生命	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9																																																				
介護医療	1.8	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1																																																				
個人年金	4.6	4.6	4.5	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3																																																				
全体	5.9	6.2	6.4	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8																																																				
租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約7割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。</p> <p>(※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td> <td>新規加入・増額をしたい</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td> <td>27.3%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td> <td>28.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2021」)</p> <p>生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。</p>										質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	11.4%	新規加入・増額を前向きに検討したい	27.3%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	28.8%																																									
質問	回答	回答割合																																																											
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	11.4%																																																											
	新規加入・増額を前向きに検討したい	27.3%																																																											
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	28.8%																																																											

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。</p> <p>本要望については、平成 27 年度税制改正より継続して要望している。</p>	